

須坂市農業委員会 令和3年10月総会 議事録

- 1 招集 令和3年10月29日(金) 午後3時
- 2 開会 令和3年10月29日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和3年10月29日(金) 午後3時30分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田	学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原	等
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	18番	中村	嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井	清一
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前	清孝
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治	〃	21番	大澤	敏志

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
(→農業委員会許可)

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→
知事許可)

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の
決定について(利用権設定→市の公告)

報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内にお
ける農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会10月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 新型コロナウイルス感染症も依然と比べ落ち着きを見せている中、農作業の大変お忙しい

ところ、10月総会にご参集いただきありがとうございます。

議事の方がスムーズに進行できますようお願い申し上げまして、早速10月総会に移りたいと思います。

議長

10月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須崎市農業委員会 会議規則第14条の規定により、7番市村修一委員、8番斎藤稔委員をご指名申し上げます。

議長

それでは、議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数3件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようですので、採決いたします。

議長

議案第22号の3件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第22号の3件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数3件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

4番

No.1の図面をみると、道路に面した土地を転用するようですが、そうすると隣接農地が未道路地になってしまう恐れがありますが、その点は大丈夫ですか。

事務局

ご兄弟ということで通行の同意はいただいているとのことです。

4番

代替わりすると聞いていないとか問題が生じる可能性もありますが、その点は大丈夫ですか。

事務局

通路敷として残した部分がありますので、そこは必要に応じて協議することになります。

5番

関連ですが、兄弟同士で同意していても代替わりして通行できなくなってしまうことが考えられますので、地役権の設定とかしっかりやっておくべきかと思います、申請者に申し伝えます。

事務局

ほかにありますか。

議長

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第23号の3件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第23号の3件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数13件を議題といたします。

最初に、議案第24号のNo.1からNo.9の9件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。
（議案書に基づき朗読、説明。）

説明員
議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。
ないようでありますので、これより採決いたします。

議長 議案第 24 号のNo.1 からNo.9 までの 9 件について、決定とするに賛成の農業委員
さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第 24 号のNo.1 からNo.9 までの 9 件については、決定とすることに決
しました。

議長 次に、議案第 24 号のNo.10 からNo.13 までの 4 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員
議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
13 番 No.13 ですが、自宅の裏になりまして屋敷畑として耕作したいと聞いております。
議長 ほかに地区担当の農業委員さんで補足説明がございませんか。
ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第 24 号のNo.10 からNo.13 までの 4 件について、決定とするに賛成の農業委員
さんは挙手願います。

議長 挙手多数であります。
よって、議案第 24 号のNo.10 からNo.13 までの 4 件については、決定とすることに
決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1
件について事務局の説明を願います。

事務局
議長 説明員
議長 議案書に基づき朗読、説明。）
この件についてご質問はございませんか。ないようですので以上で報告を終わ
ります。これをもちまして、10 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。